

鳥取県公安委員会告示第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第39条第1項の規定による指定を受けた社団法人鳥取県防犯連合会から、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき名称及び事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年4月27日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

変更後の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人鳥取県防犯連合会	鳥取市大榎町12-3	平成24年4月1日